

13 奨学金

明治大学には、入学前に採用者を決定する奨学金と入学後に申請・給付する奨学金があります。

入学前に採用者を決定する奨学金については、返還不要の「おゝ明治奨学金」および「特別給費奨学金」があります。

「おゝ明治奨学金」は、一般選抜出願前に本奨学金を申請いただき、選考のうえ、採用候補者として決定します。

「特別給費奨学金」は、当該学部の入學試験成績優秀者から順に採用する制度であり、申請は不要です。

また、入学後に申請・給付する奨学金については、本学独自の奨学金制度をはじめ、国の奨学制度である独立行政法人日本学生支援機構奨学金、民間団体や地方公共団体が設立した奨学金など、さまざまな奨学金があります。詳細については、「明治大学ガイドブック」やホームページを参照してください。

おゝ明治奨学金（入学前予約型給費奨学金）

※詳細は、明治大学ホームページに掲載の「おゝ明治奨学金」募集要項を参照してください。

1. 趣旨

明治大学への入学を希望する、学業優秀でありながらも、経済的に困窮している受験生が、入学時および入学後の経済的負担を軽減できるよう、一般選抜出願前に奨学金の採用を決定（内定）します。なお、本奨学金の採用内定者に対して、一般料金より割安に入居できる学生寮の紹介を行う予定です。

2. 申請期間

2023年10月13日（金）～11月10日（金）（消印有効）

※上記期間以外の申請はできません。

3. 採用候補者数

1,000名以内

4. 給付（減免）額

学費のうち授業料年額1/2相当額を給付（入学手続き時は入学諸費用から減免）します。

なお、入学手続き時に納付が必要な費用項目は次のとおりです。

		入学手続き時に納付が必要な費用項目（○印）
学 費	入 学 金	○（初年度のみ納付が必要です）
	授 業 料 1/2	×（入学諸費用から減免（免除）しますので、納付は不要です）
	専 攻 指 導 料 1/2	○（文学部のみ）
	教 育 充 実 料 1/2	○
	実 験 実 習 料 1/2	○（理工学部、農学部、総合数理学部）
	実 習 料 1/2	○（法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部、情報コミュニケーション学部、国際日本学部）
諸 会 費	学生健康保険互助組合費	○
	父 母 会 費	○
	法 学 会 費	○（法学部のみ）

5. 申請資格

次に掲げる(1)～(5)のすべての条件を満たしていなければなりません。

※ただし、高等学校卒業程度認定試験合格者は(1)～(4)のすべての条件を満たすこと。

(1) 日本国籍を有する者、在留資格が永住者・定住者・日本人(定住者)の配偶者または子である外国籍の者

(2) 次の2024年度一般選抜に出願予定で本大学への入学を強く希望する者
学部別入学試験、全学部統一入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験

(3) 次に掲げるア～ウのいずれかを満たしていること。

ア 高等学校(特別支援学校の高等部を含む)または中等教育学校を2024年3月31日までに卒業見込みの者または2021年4月以降に初めて卒業した者

イ 高等専門学校の第3学年を2024年3月31日までに修了見込みの者または2021年4月以降に初めて修了した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格者(見込みを含む)は2003年4月2日以降生まれの者

(4) 保護者(父母)の「令和5年度(令和4年分)の所得証明書」記載の収入・所得金額を合算した金額が次の者

区分	給与世帯の上限収入(控除前)	給与世帯以外の上限所得
首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)	400万円	100万円
首都圏以外	700万円	300万円

※複数の収入・所得がある場合、本奨学金において定める計算式により、合算して総合的に判定します。

※給与世帯以外の場合は、本学の基準により、給与世帯の収入に換算します。

(5) 上記の学校における全体の学習成績の状況(評定平均値)が5段階評価で3.8以上の者

6. 給付期間

4年間(標準修業年限) ※ただし、資格継続基準を満たさなかった場合は、給付を廃止します。

7. 入学試験出願時の手続について(採用候補者は、入学試験出願時に必ず手続を行ってください)

選考結果通知(2023年12月末送付予定)に記載の手続方法を確認し、**Web出願ページにて初めて登録する際に採用候補者コードを必ず入力してください。**採用候補者コードの入力を忘れた場合または誤ったコードを入力した場合は、入学試験合格時には通常の学費を請求しますので注意してください。

8. その他留意事項

(1) 「お>明治奨学金」に採用された場合は、あらかじめ入学諸費用から授業料年額のうち春学期分相当額を差し引いた「入学諸費用振込用紙」を交付しますので、これをもって振り込み、一括納入手続または延納第二次手続を完了することによって、入学初年度の奨学金給付とします。また、**入学後に、申請書記載事項等に虚偽の事実が発覚した場合、休学、退学、除籍、学校処分等となった場合または奨学生として著しく適正を欠くと認められた場合は、規定により奨学生の資格を取り消し、奨学金の返還を請求します。**

(2) 明治大学特別給費奨学金に採用された場合は、「お>明治奨学金」の採用候補者の資格は取り消します(明治大学特別給費奨学生として採用されます)。

(3) 「お>明治奨学金」に採用された場合、入学後に募集する明治大学給費奨学金には申請できません(2年次以降も同様です)。

(4) 上記(2)および(3)以外の明治大学の奨学金との併給は可能ですが、同一年度内に本学から複数の給費奨学金を受ける場合、給費奨学金の給付合計額は、原則として、授業料年額相当額が上限となります。

明治大学特別給費奨学金

1. 趣旨

明治大学への入学を強く希望し、入学試験の成績が特に優秀な者に給付する。

2. 採用について

「学部別入学試験」、「全学部統一入学試験」および「大学入学共通テスト利用入学試験(前期・後期日程)」の合格者から採用します。なお、採用人数は学部により異なりますが、公表はしていません。

3. 採用する学部

法学部、文学部、理工学部、情報コミュニケーション学部

4. 給付（減免）額

学費のうち授業料年額相当額を給付（学費から減免）します。

なお、入学手続き時に納付が必要な費用は次のとおりです。

入学手続き時に納付が必要な費用項目（○印）	
学 費	入 学 金 ○（初年度のみ納付が必要です）
	授 業 料 1/2 ×（入学諸費用から減免（免除）しますので、納付は不要です）
	専 攻 指 導 料 1/2 ○（文学部のみ）
	教 育 充 実 料 1/2 ○
	実 験 実 習 料 1/2 ○（理工学部のみ）
	実 習 料 1/2 ○（法学部、文学部、情報コミュニケーション学部）
諸 会 費	学生健康保険互助組合費 ○
	父 母 会 費 ○
	法 学 会 費 ○（法学部のみ）

※上記に加えて、授業料1/2を秋学期の学費から減免します。

5. 給付期間

4年間（標準修業年限）

※ただし、各学部で設定した資格継続基準を満たさなかった場合は給付を廃止します。

6. 採用者発表

奨学生に採用となった者には、UCAROの当該出願情報の合否照会画面に採用の旨、表示します。また、合格証にも採用の旨、印字します。合格証は、UCAROの当該出願情報の合否照会画面にて「合格通知書を印刷する」ボタンより出力します。

7. その他留意事項

- (1) **入学後に、申請書記載事項等に虚偽の事実が発覚した場合、休学、退学、除籍、学校処分等となった場合または奨学生として著しく適正を欠くと認められた場合は、規定により奨学生の資格を取り消し、奨学金の返還を請求します。**
- (2) 明治大学特別給費奨学金に採用された場合は、「おゝ明治奨学金」の採用候補者の資格は取り消します（特別給費奨学生として採用されます）。

高等教育の修学支援制度（授業料等減免・給付型奨学金）について

以下の情報は2023年度に実施した内容であり、2024年度以降、当制度は変更される予定で、文部科学省にて検討中です。

1. 概要

国による「高等教育の修学支援制度」の対象校として認定を受け、支援措置の対象となる住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）およびそれに準ずる世帯（第Ⅱ・Ⅲ区分）である学部生に対して、授業料等減免および給付型奨学金の支援を行います。

2. 支援内容

「授業料等減免」および「給付型奨学金」

3. 支援期間

原則、標準修業年限（継続審査あり。編入学した場合の支援期間については、お問い合わせください）

4. 支援対象者

学部生

5. 支援対象者の認定要件

次の(1)～(4)すべての認定要件を満たさなければなりません。

- (1) 家計の経済状況に関する基準
- (2) 学業成績等に関する基準
- (3) 国籍・在留資格等に関する要件
- (4) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

6. 支援額

【第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合】

- (1) 授業料等減免措置
入学金：200,000円 授業料：700,000円
- (2) 給付型奨学金
自宅生：月額38,300円（年額：459,600円）
自宅外生：月額75,800円（年額：909,600円）

【第Ⅱ区分・第Ⅲ区分の場合】

第Ⅱ区分は上記第Ⅰ区分の金額の3分の2、第Ⅲ区分は上記第Ⅰ区分の金額の3分の1の額。

※年度中に区分が変わった場合は、減免額・給付額が変更となります。

※入学金の減免は、新入生のみ対象です（入学時のみ）。

7. 支援方法・支援時期

- (1) 授業料等減免
入学後、所定の時期に学生本人の口座に給付します。
- (2) 給付型奨学金
入学後、毎月、学生本人の口座に給付されます（日本学生支援機構の指定日）。

※入学手続きについては、入学金および授業料等を含む入学諸費用は、所定の金額を納入していただき、入学後に授業料等減免により減免される入学金および授業料を支給します。したがって、入学諸費用等は各自ご準備ください。

〔入学諸費用をサポートする仕組み〕

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）

生活福祉資金貸付制度（市区町村の社会福祉協議会が窓口）

母子父子寡婦福祉資金貸付金（市区町村の福祉担当窓口）

8. 高等教育の修学支援制度と明治大学の給費奨学金との併給

※以下の情報は2024年度以降、一部変更となる予定です。

高等教育の修学支援制度のうち、授業料等減免措置（入学金を除く）と明治大学の給費奨学金の給付額の合計は、授業料年額相当額が上限となります。また、修学支援制度の第Ⅰ区分に採用されている期間中は、本学の給費奨学金を受けることはできません。

ただし、次の明治大学の給費奨学金により事前に授業料が減免されている場合は、取り扱いが異なります。

- (1) 明治大学特別給費奨学金
入学金：授業料等減免措置の対象
授業料：授業料等減免措置の対象外（明治大学で授業料年額相当額を減免しているため、授業料等減免措置の対象とはなりません）
- (2) おゝ明治奨学金
入学金：授業料等減免措置の対象
授業料：授業料等減免措置の一部対象（明治大学で授業料年額1/2相当額を減免しているため、残額の授業料年額1/2相当額が対象となります）